

下水道局「週休 2 日制確保工事」 Q & A

Q 1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。現場作業開始後、降雨、降雪等による現場の一時中断、作業中止は、現場閉所にあたりますか。

A 1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められます。現場作業開始後、降雨、降雪等による現場の一時中断、作業中止については、現場閉所にはあたりません。

Q 2 現場閉所を行ったと認められる状態とは、どのような状態をいいますか。

A 2 実施要領 3 に記載のとおり、現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。

Q 3 要領 3 (3) の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような場合が考えられます。

- ・ 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・ 立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・ 交通誘導警備

Q 4 現場環境等により、休日（土・日・祝日）に作業が必要となった場合、どのような扱いになるのですか。

A 4 実施要領 3 に記載のとおり、対象期間の全ての月において 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5% 以上）の現場閉所を行ったと認められるときに月単位の週休 2 日の達成となります。そのため、休日に作業を実施した場合は、月単位の週休 2 日が確保できるよう、別日に現場閉所日を振替えることで休日を取得してください。

Q 5 4 週 8 休以上を達成できなかった場合、工事成績評価は減点となるのですか。

A 5 実施要領 6 に記載のとおり、工事成績の減点は行いません。

なお、令和 6 年 4 月 1 日以降起工し、公告等を行う案件については、4 週 8 休を達成した場合においても工事成績の加点はありません。

Q 6 現場閉所届は、数日分をまとめて1枚の様式に記載し、提出することはできますか。

A 6 計画的な（原則、変更なく現場閉所を実施する）現場閉所日を、まとめて記載、提出することは認めます。ただし、予定外の現場閉所につき、やむを得ず後日提出する場合には、速やかに提出することを原則とするため、作業日を跨いで現場閉所日をまとめることは認めません。なお、メールや週間工程表、作業日報等で報告している場合は、「現場閉所届（休工届）」の提出は不要です。

Q 7 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 7 発注時の工期設定は、休日（土・日・祝日）等を算入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、実施要領4に示すような受注者の責によらない場合は工期変更の対象となります。

Q 8 実施要領4(3)「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A 8 次のような場合が考えられます。

- ・ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

Q 9 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A 9 延伸した部分も含めて、実施要領3に示す考え方にに基づき実施してください。

Q 10 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、通期の週休2日未満となり経費補正しない場合は計上できますか。

A 10 週休2日を推進していくため、通期の週休2日未満の経費補正しない場合についても、書類作成費は計上できません。

Q 1 1 土木工事や下水道用設備工事（以下、「設備工事」という。）では、労務費や機械賃料についての補正がありますが、材工共のように材料費、労務費、機械賃料等と一緒にになっている単価の場合、労務費、機械賃料の補正はされますか。

A 1 1 材料費、労務費、機械賃料等と一緒にになっている単価の場合、労務費、機械賃料の補正はされません。

Q 1 2 本要領の適用範囲について、「令和 7 年 10 月 1 日以降に起工決定する案件」となっていますが、全ての工事が対象となりますか。

A 1 2 令和 7 年 10 月 1 日以降に起工決定する案件であっても、本要領の適用対象外となる場合があります。適用については、案件公表時の資料や特記仕様書を確認してください。

Q 1 3 夏季休暇期間における現場閉所率はどう考えればいいですか。

A 1 3 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、現場閉所率を算出してください。

Q 1 4 夏季休暇について、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できますか。

A 1 4 夏季休暇については、局であらかじめ日付を指定しておりますが、発注者との協議により、お盆時期以外の 7 月～9 月の間で夏季休暇を変更することができます。この場合、受注者は受注者等提出書類基準の協議書(統一 26 様式)を提出して下さい。なお、夏季休暇期間の変更がない場合は協議書の提出は不要です。

Q 1 5 やむを得ない理由で夏季休暇を取得できない場合はどうすればよいですか。

A 1 5 夏季休暇期間において、作業を行う場合は、必要事項（休日施工理由・作業内容等）を記載した週報等を事前に提出して下さい。（「受注者等提出書類基準 令和 6 年 4 月 東京都下水道局」の主な改定内容を参照）

Q 1 6 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休 2 日（現場閉所率）を確保してもいいですか？

A 1 6 労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければなりません。ただし、4 週間を通じて 4 日以上の日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。このため、月単位（4 週）で考えると、最低でも 4 日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。また、当初設計より月単位の週休 2 日の達成を前提として経費等を補正しているため、工事後半等にまとめて休日を取得することで月単位の週休 2 日が達成できない場合には補正区分が変更となります。

なお、週休 2 日制確保工事は、完全週休 2 日制の実現に向けた取組であるため、休日取得の平準化に努めてください。

Q 1 7 対象期間の土日を現場閉所日としましたが、特定の月では現場閉所率 28.5%以上となりませんでした。この場合、月単位の週休 2 日は達成できていないとみなされますか。

A 1 7 暦上の土日の閉所では現場閉所率が 28.5%とならない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合、その月の週休 2 日を達成しているものとみなされます。また、対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合も、その月の週休 2 日を達成しているものとみなされます。